同表の3の次に次を加える。

4　土間床等の外周部分の基礎は、基礎の外側又は内側のいずれか又はその両方において、断熱材が地盤面に対して垂直であり、かつ、熱貫流率が表に掲げる基準値以下となる仕様で基礎底盤上端から基礎天端まで連続して施工されたもの又はこれと同等以上の断熱性能を確保できるものとしなければならない。ただし、玄関・勝手口及びこれに類する部分における土間床部分については、この限りではない。

別表3中「土間床等の外周部」を「土間床等の外周部分の基礎」に改め、同表の2中「方法をいう。」の次に「以下同じ。」を加え、同表3中「以下同じ。」を削り、同表の5中「鉄筋コンクリート造」の次に「等」を加え、同表の7中「土間床等の外周部」を「土間床等の外周部分の基礎」に改める。

附　則

1　この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

2　個人が、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十四条の三に規定する宅地建物取引業者が増改築等をした建築後使用したことのある住宅用家屋を平成二十九年四月一日前に同項に定めるところにより当該宅地建物取引業者から取得をし、その者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第三百一号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）附則第九条の三第一項第一号の規定に基づき、平成二十七年国土交通省告示第四百七十八号の一部を次のように改正する。

平成二十九年三月三十一日　国土交通大臣　石井　啓一

本則中「エネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準（平成25年経済産業省・国土交通省告示第1号）別表第4に掲げる地域区分」を「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成28年国土交通省告示第265号）別表第10に掲げる地域の区分」に改める。

ウ中「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針（平成25年国土交通省告示第907号）附則5(1)」を「住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）1(1)」に改める。

オ中「土間床等の外周部」を「土間床等の外周部分の基礎の断熱性」に改める。

別表2中「土間床等の外周」を「土間床等の外周部分の基礎」に、「

0.47	0.51	0.58	0.58	0.58				

」を「

0.52	0.62	0.98	0.98	0.98				

」に、「

0.67	0.73	0.83	0.83	0.83				

」を「

0.37	0.37	0.53	0.53					

」に、「

0.53	0.53	0.76	0.76	0.76				

」を「

0.71	0.71	0.27						

」を「

1.38	1.60	2.36	2.36	2.36				

」に、「

0.27	0.52	0.52	0.52					

」に、「

0.53	0.53	0.76	0.76	0.76				

」を「

0.71	0.71	0.27						

」を「

1.38	1.38	1.38						

」と改め、同表の1を次のように改める。

1　「熱貫流率」とは、内外の温度差1度の場合において1平方メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値であって、当該部位を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ、熱橋により貫流する熱量等を勘案して算出したものをいう。以下同じ。

同表の3の次に次を加える。

4　土間床等の外周部分の基礎は、基礎の外側又は内側のいずれか又はその両方において、断熱材が地盤面に対して垂直であり、かつ、熱貫流率が表に掲げる基準値以下となる仕様で基礎底盤上端から基礎天端まで連続して施工されたもの又はこれと同等以上の断熱性能を確保できるものとしなければならない。ただし、玄関・勝手口及びこれに類する部分における土間床部分については、この限りではない。

別表3中「土間床等の外周部」を「土間床等の外周部分の基礎」に改め、同表の2中「方法をいう。」の次に「以下同じ。」を加え、同表3中「以下同じ。」を削り、同表の5中「鉄筋コンクリート造」の次に「等」を加え、同表の7中「土間床等の外周部」を「土間床等の外周部分の基礎」に改める。

附　則

1　この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

2　宅地建物取引業法第三条第三項に規定する宅地建物取引業者が地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十一条の四第四項に規定する改修工事対象住宅を平成二十九年四月一日前に同項に定めるところにより取得した場合については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第三百二号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の八第三項及び第四項並びに第二十八条第三項及び第四項の規定に基づき、租税特別措置法第十一条第一項の表第二号及び第四十三条第一項の表第二号の規定の適用を受ける船舶を指定する告示の一部を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日　国土交通大臣　石井　啓一

租税特別措置法第十一条第一項の表第二号及び第四十三条第一項の表第二号の規定の適用を受ける船舶を指定する告示の一部を改正する告示

租税特別措置法第十一条第一項の表第二号及び第四十三条第一項の表第二号の規定の適用を受ける船舶を指定する告示（平成二十七年国土交通省告示第四百七十三号）の一部を次のように改正する。

別表一2の項中「次の各号に掲げる船舶に」を「第一号イからトまでに掲げる用途及び大きさの船舶に」に改め、「用途及び船舶の大きさの」及び「（平成二十七年一月一日前に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあっては、平成二十七年六月三十日以前に建造に着手されたもの。以下「旧基準対象船舶」という。）にあっては、当該二酸化炭素放出抑制指標の値に八十八分の九十三を乗じて算出された値）」を削り、同項各号を次のように改める。

一　平成二十九年四月一日以後に建造契約が結ばれた船舶（建造契約がない船舶にあっては、平成二十九年十月一日以後に建造に着手されたもの）　次に掲げる船舶の用途及び船舶の大きさの区分に応じそれぞれ次に定める二酸化炭素放出抑制指標の値

イ　二酸化炭素放出抑制対象船舶の二酸化炭素放出抑制指標に関する基準を定める省令（平成二十四年国土交通省・環境省令第三号。以下「指標基準省令」という。）第一条第三項に規定するタンカー等（以下「タンカー等」という。）（次に掲げるものに限り、ロに掲げるものを除く。）　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1)　載貨重量トン数（以下この表において「Dw」という。）が二万トン以上のもの　$1{,}035.98Dw^{-0.488}$

(2)　Dwが四千トン以上二万トン未満のもの　$1{,}218.8Dw^{-0.488}(0.95-0.1\frac{Dw-4{,}000}{16{,}000})$

ロ　タンカー等（次に掲げるもので、その貨物倉の一部分がばら積みの固体貨物の輸送のための構造を有するものに限る。）　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1)　Dwが二万トン以上のもの　$1{,}036.15Dw^{-0.488}$

(2)　Dwが四千トン以上二万トン未満のもの　$1{,}219Dw^{-0.488}(0.95-0.1\frac{Dw-4{,}000}{16{,}000})$

ハ　指標基準省令第一条第四項に規定する液化ガスばら積船（以下「液化ガスばら積船」という。）（次に掲げるものに限る。）　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める算式により算定した値

(1)　Dwが一万トン以上のもの　$952Dw^{-0.456}$

(2)　Dwが二千トン以上一万トン未満のもの　$1{,}120Dw^{-0.456}(0.95-0.1\frac{Dw-2{,}000}{8{,}000})$